

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	下郷町

下郷町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 下郷町役場 農林課農林係
所在地 福島県南会津郡下郷町大字塩生字大石1000番地
電話番号 0241-69-1188
FAX番号 0241-69-1167
メールアドレス nousei_01@town.shimogo.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	福島県南会津郡下郷町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(令和4年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		被害金額	被害面積
ツキノワグマ	水稻	291千円	26.2a
	計	291千円	26.2a
イノシシ	水稻	1,047千円	94.1a
	そば	36千円	27.6a
	いちご	22千円	0.1a
	かぼちゃ	134千円	11.7a
	だいこん	1千円	0.1a
	さといも	5千円	0.5a
	さつまいも	48千円	1.7a
	りんどう	3千円	0.1a
	計	1,296千円	135.9a
	ニホンザル	大豆	4千円
すもも		38千円	1.7a
りんご		293千円	7.1a
かぼちゃ		332千円	29.1a
たまねぎ		4千円	0.3a
スイートコーン		219千円	27.1a
トマト		1,008千円	5.2a
なす		85千円	2.0a
ばれいしょ		10千円	0.7a
計		1,993千円	75.7a

ニホンジカ	水稲	443千円	39.8a
	そば	3千円	2.2a
	ぶどう	92千円	1.2a
	計	538千円	43.2a
農産物合計		4,118千円	281a
合 計		4,118千円	281a

(2) 被害の傾向

①ツキノワグマ

町内各地において6月から9月にかけて、水稲、豆類、雑穀類を中心に被害が目立っている。被害件数は徐々に減少傾向にあるが、放任果樹などの誘因物が点在している地域では、出没件数も多く人的被害も起こりうることから、花火による追払い及び、防災無線にて注意喚起を実施している。

②イノシシ

町内各地において4月から10月にかけて、水稲、野菜類などの食害が目立っている。また、豚熱の影響もあり一時的に目撃件数や被害等が減少したが、最近では農作物被害の他、法面の掘り起しなどの被害も多く発生している。

③ニホンザル

町内各地において、4月から8月頃にかけて野菜類や果樹を中心に食害が多く発生している。電気柵の整備や、追払い花火を使用し対策は行っているが、ニホンザルによる農作物被害がいまだ多く発生している。また、現在町内で確認されている6群の内4群が加害レベル4であり、人的被害の恐れもあるため、今後群れを管理していく必要がある。

④ニホンジカ

町内各地において、6月～10月にかけて水稲や雑穀類を中心に食害が発生している。また、下郷町内全域の山岳部に生息しており、田植え後の比較的軟らかい水稲を好んで食害する特徴がある。近年では樹木の剥皮被害や下層植物の食害などの森林被害も深刻化している。

(3) 被害の軽減目標

指標		現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
ツキノワグマ	農作物被害金額(千円)	291 千円	218 千円
	農作物被害面積(a)	26.2a	19.7a
ニホンジカ	農作物被害金額(千円)	538 千円	404 千円
	農作物被害面積(a)	43.2a	32.4a
ニホンザル	農作物被害金額(千円)	1,993 千円	1,495 千円
	農作物被害面積(a)	75.7a	56.8a
イノシシ	農作物被害金額(千円)	1,296 千円	972 千円
	農作物被害面積(a)	135.9a	101.9a
合 計	農作物被害金額(千円)	4,118 千円	3,089 千円
	農作物被害面積(a)	281a	210.8a

※農作物被害については、令和4年度比一律25%減を目標とする。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> 下郷町有害狩猟鳥獣捕獲隊と連携し、銃器及びわなを用いて捕獲を実施している。 下郷町わな隊によるくくり罠を用いた捕獲を実施している。 対象鳥獣の捕獲報奨金制度の活用 	<ul style="list-style-type: none"> 捕獲隊が高齢化しているため、後継者の育成が課題となっている。 新規狩猟者の確保
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> 被害防除用品（電気柵、防護ネット、爆音機等）に関する対策費用の補助事業を実施。 農家個人による被害防除用品の設置（電気柵・防護ネット・爆音機等） 	<ul style="list-style-type: none"> 被害防除用品（電気柵、防護ネット、爆音機等）の効果を上げるためには、個人的な取り組みだけでなく、耕作放棄地の刈り払いや周辺林地の下草刈りなど、地域ぐるみの取り組みが必要である。
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> 緩衝帯整備費用の補助事業を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 緩衝帯整備事業を実施した箇所の管理を地域にお願いしているが、管理する者の高齢化により、繁雑になりやすく、継続的な管理が必要。 また、今後放任果樹の伐採に伴い、地権者からの理解を得られるかが課題である。

(5) 今後の取組方針

・ツキノワグマ

地元行政区からの被害報告（駆除申請）を受け、各種手続きを経て捕獲隊が出動する体制であるが、対応できる捕獲隊員が限られ負担が多いため、担い手の育成に努める。

・イノシシ・ニホンジカ

町捕獲隊及び、下郷町わな隊にくくり罠等を貸与し、継続的な捕獲活動を行う。

・ニホンザル

「下郷町ニホンザル管理事業実施計画」にて個体数調整を行う。また、町内に生息している6群全てにGPS発信機を取り付け、行動圏を把握し効率的な被害対策を講じていく。

さらに、追払い花火等を仕様した集落ぐるみでの継続的な追払い活動を行う。被害防止対策としては被害防除用品に係る購入費用の補助事業を実施し、地元農家の負担軽減を図る。

捕獲体制については新規狩猟者及び後継者の確保を図るべく、引き続き狩猟免許等取得に係る費用の補助を実施する。

また、鳥獣被害を未然に防ぐ目的として、被害防除用品の導入推進や地域ぐるみの追い払い、緩衝帯整備の補助を実施していく。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

福島県猟友会南会津支部下郷分会から選出された者で組織された、下郷町有害狩猟鳥獣捕獲隊による有害駆除を実施する。

(隊員19名 令和5年4月現在)

捕獲については、下郷町と下郷町有害狩猟鳥獣捕獲隊が捕獲時期、捕獲場所について協議し実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6	ツキノワグマ ニホンジカ ニホンザル イノシシ	・ 広報誌等による狩猟に関する情報提供、啓発活動の実施 ・ 狩猟免許取得に関する研修会の周知 ・ 町単独の有害鳥獣捕獲報奨金制度の活用 ・ 狩猟捕獲に対する報奨金制度の活用 ・ 目撃情報の収集、生息状況調査の実施 ・ 捕獲方法に関する研修会の開催 ・ 捕獲機材（わな）の導入、貸与 ・ GPS発信機による行動把握、加害個体の捕獲（ニホンザルのみ）

令和7	ツキノワグマ ニホンジカ ニホンザル イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌等による狩猟に関する情報提供、啓発活動の実施 ・ 狩猟免許取得に関する研修会の周知 ・ 町単独の有害鳥獣捕獲報奨金制度の活用 ・ 狩猟捕獲に対する報奨金制度の活用 ・ 目撃情報の収集、生息状況調査の実施 ・ 捕獲方法に関する研修会の開催 ・ 捕獲機材（わな）の導入、貸与 ・ GPS 発信機による行動把握、加害個体の捕獲（ニホンザルのみ）
令和8	ツキノワグマ ニホンジカ ニホンザル イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌等による狩猟に関する情報提供、啓発活動の実施 ・ 狩猟免許取得に関する研修会の周知 ・ 町単独の有害鳥獣捕獲報奨金制度の活用 ・ 狩猟捕獲に対する報奨金制度の活用 ・ 目撃情報の収集、生息状況調査の実施 ・ 捕獲方法に関する研修会の開催 ・ 捕獲機材（わな）の導入、貸与 ・ GPS 発信機による行動把握、加害個体の捕獲（ニホンザルのみ）

（3）対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県ツキノワグマ管理計画、福島県ニホンジカ管理計画、福島県ニホンザル管理計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準により捕獲を行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ツキノワグマ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県ツキノワグマ管理計画)に基づく基準により捕獲を行う。 捕獲頭数55頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県ツキノワグマ管理計画)に基づく基準により捕獲を行う。 捕獲頭数55頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県ツキノワグマ管理計画)に基づく基準により捕獲を行う。 捕獲頭数55頭
ニホンジカ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県ニホンジカ管理計画に基づく基準により捕獲を行う。 捕獲頭数110頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県ニホンジカ管理計画に基づく基準により捕獲を行う。 捕獲頭数110頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県ニホンジカ管理計画に基づく基準により捕獲を行う。 捕獲頭数110頭

ニホンザル	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、下郷町ニホンザル保護管理事業実施計画に基づく基準により捕獲を行う。 捕獲頭数50頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、下郷町ニホンザル保護管理事業実施計画に基づく基準により捕獲を行う。 捕獲頭数50頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、下郷町ニホンザル保護管理事業実施計画に基づく基準により捕獲を行う。 捕獲頭数50頭
イノシシ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準により捕獲を行う。 捕獲頭数40頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準により捕獲を行う。 捕獲頭数40頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準により捕獲を行う。 捕獲頭数40頭

捕獲等の取組内容
銃器及びわなによる捕獲とする。 なお、捕獲は、人的被害の恐れのある個体及び農作物の被害が大きい地区を重点的に実施することとし、安全かつ効果的な捕獲を行うため、地域住民の理解を得ながら、有害鳥獣の行動を把握し、必要最低限の捕獲を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
広大な農地及び山間地において、捕獲従事者の安全を第一に考え、遠距離からの止め刺しが必要となる場合があるため、ライフル銃の使用を可能とする。また、有害鳥獣の捕獲効率を高めるためにもライフル銃の使用を可能とする。 捕獲の実施予定時期や捕獲予定場所については、町捕獲隊と協議する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
下郷町内全域	ニホンジカ

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ツキノワグマ	要望地区及び個人	要望地区及び個人	要望地区及び個人
イノシシ	電気柵	電気柵	電気柵
ニホンジカ	30,000m	30,000m	30,000m
ニホンザル	ワイヤーメッシュ柵	ワイヤーメッシュ柵	ワイヤーメッシュ柵
	3,113m	3,000m	3,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ツキノワグマ	侵入防止柵周りの下草刈や除草作業を実施する。 地域ぐるみでの定期的な侵入防止柵の点検及びパトロールを実施する。	侵入防止柵周りの下草刈や除草作業を実施する。 地域ぐるみでの定期的な侵入防止柵の点検及びパトロールを実施する。	侵入防止柵周りの下草刈や除草作業を実施する。 地域ぐるみでの定期的な侵入防止柵の点検及びパトロールを実施する。
ニホンジカ			
ニホンザル			
イノシシ			

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

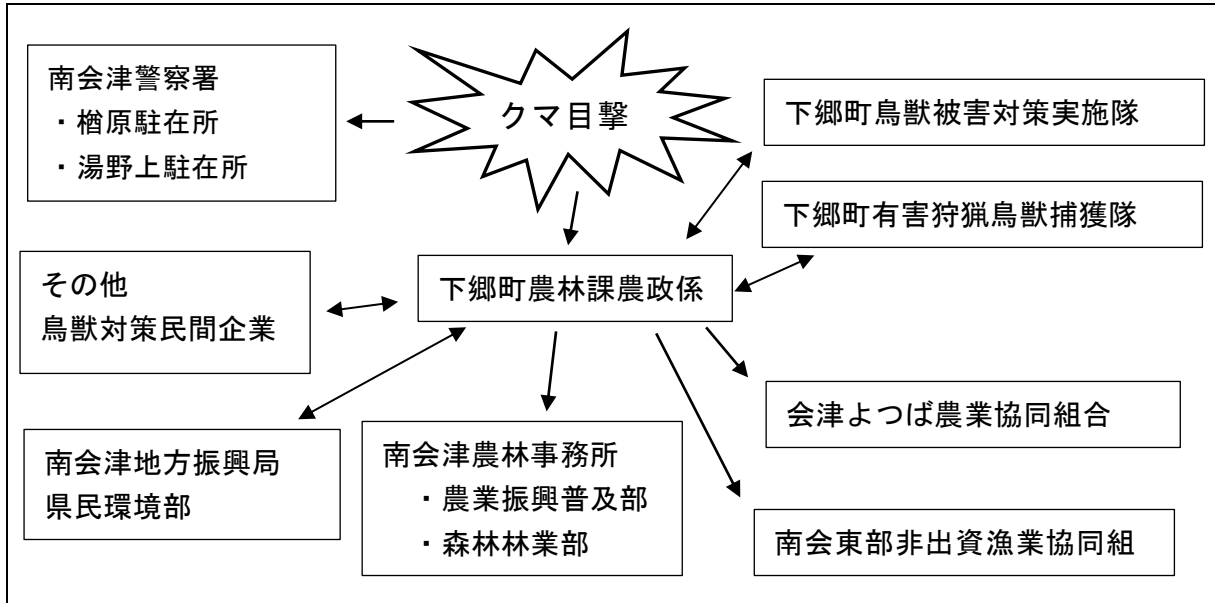
年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	ツキノワグマ ニホンジカ ニホンザル イノシシ	・ 放任果樹の現況調査 ・ 町が行う緩衝帯整備の実施 ・ 追払い花火による継続的な追払い活動の実施
令和7年度		
令和8年度		

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
南会津警察署 ・ 檜原駐在所 ・ 湯野上駐在所	平常時：有害鳥獣関連の情報提供 緊急時：町民の安全確保及び注意喚起パトロールの強化
下郷町有害狩猟鳥獣捕獲隊	平常時：有害鳥獣関連の情報提供 有害鳥獣パトロール 緊急時：有害鳥獣駆除活動
福島県南会津地方振興局 県民環境部	平常時：有害鳥獣の捕獲や被害防止に関する助言及び指導 緊急時：捕獲許可申請・許可
福島県南会津農林事務所 農業振興普及部 森林林業部	平常時：有害鳥獣による農作物の被害防止に関する助言及び指導 緊急時：農業者及び関係機関への注意喚起
会津よつば農業協同組合	平常時：有害鳥獣関連の情報提供及び被害防止に関する指導 緊急時：農業者及び関係機関への注意喚起
南会東部非出資漁業協同組合	平常時：有害鳥獣関連の情報提供及び被害防止に関する指導 緊急時：漁業者及び釣り客等への注意喚起
下郷町鳥獣被害対策実施隊	平常時：有害鳥獣パトロール及び電気柵等被害防除用品の正しい使用方法の指導・助言 緊急時：被害調査及び追払い等の有害鳥獣対策

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

処理施設での焼却及び埋設等適切に処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	国等から出荷制限指示及び摂取制限指示等が出されており、当面の間捕獲した対象鳥獣の食品としての利用は困難。 出荷制限解除となった際に検討する。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(2) 処理加工施設の取組

--

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	下郷町有害鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
下郷町	事務局を担当し、協議会に関する連絡及び調整を行う。
下郷町有害狩猟鳥獣捕獲隊	有害鳥獣関連の情報提供及び有害鳥獣パトロール、有害捕獲を実施する。
下郷町鳥獣被害対策実施隊	農作物被害防止の為に町内パトロール、電気柵の適正指導等を実施する。
下郷町区長協議会 (関係行政区)	被害地域の情報提供を行う。追い払い実施、集落環境を整備する。
会津よつば農業協同組合	有害鳥獣関連の情報提供及び被害防止に関する指導を実施する。
南会東部非出資漁業協同組合	有害鳥獣関連の情報提供及び被害防止に関する指導を実施する。
農業委員会	農地の耕作状況・耕作放棄地に関する情報提供をする。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
福島県南会津農林事務所 農業振興普及部 森林林業部	有害鳥獣による農作物・林業の被害防止に関する助言及び指導を行う。
福島県南会津地方振興局 県民環境部	有害鳥獣捕獲や被害防止に関する助言及び指導を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>福島県猟友会南会津支部下郷分会の分会長から推薦を受けた者に対して、町長が下郷町鳥獣被害対策実施隊として委嘱を行い組織する。</p> <p>実施隊の活動については、土日祝日を除いた月曜日・水曜日・金曜日に実施隊員2名体制で町内を巡回し、被害防止活動を行う。</p> <p>設立日平成29年4月1日 隊員数18名(令和5年4月1日現在)</p>

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--